

飯能市建築物耐震改修促進計画

平成23年2月

飯 能 市

目 次

第1章 総則

- 1 計画策定の背景と目的2
- 2 計画の位置づけ3
- 3 計画期間4
- 4 対象区域及び対象建築物4

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 本市の地震履歴8
- 2 想定される地震の概要8
- 3 地震マップについて9
- 4 市内の揺れやすさ及び被害の状況9
- 5 建築物の耐震化の現状及び目標設定11

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 建築物の耐震化に係る基本的な取組み方針15
- 2 耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及15
- 3 耐震化を促進するための環境整備15
- 4 耐震化の促進を図るための支援策16
- 5 関連する安全対策17

第4章 その他耐震化促進に関する事項

- 1 優先的に耐震化すべき建築物18
- 2 重点的に耐震化すべき区域の設定18
- 3 市有建築物の耐震化の基本方針18
- 4 計画の進行管理19
- 5 関係団体等による協議会の活用19
- 6 その他20

- 資料編21

第1章 総則

1 計画策定の背景と目的

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者の約9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであったとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手宮城内陸地震（平成20年6月）などの大きな地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。

建築物の耐震化については、国の中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において10年後に死者数及び経済被害額の被害想定から半減させるという目標が定められました。この目標を達成するためには、住宅の耐震化（現在の住宅の耐震化率約75%を10年後に90%とする目標）が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

このような背景のもと、地震防災推進会議の提言などを踏まえて法の改正が行われ、平成18年1月26日から施行されています。

改正法では、第5条第1項で国土交通大臣が定める基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、都道府県耐震改修促進計画を定めることが規定されており、県では平成19年3月に「埼玉県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を策定しています。市町村については、法第5条第7項において同様の計画を定めるよう努めるものとされています。

これらのことから、本市においても住宅及び特定建築物の耐震化を促進することにより、地震による建築物の被害を最小限に食い止め、人的被害及び経済被害を軽減することを目的として、飯能市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び県計画を勘案し、「飯能市総合振興計画」、「飯能市地域防災計画」との整合を図りながら策定します。

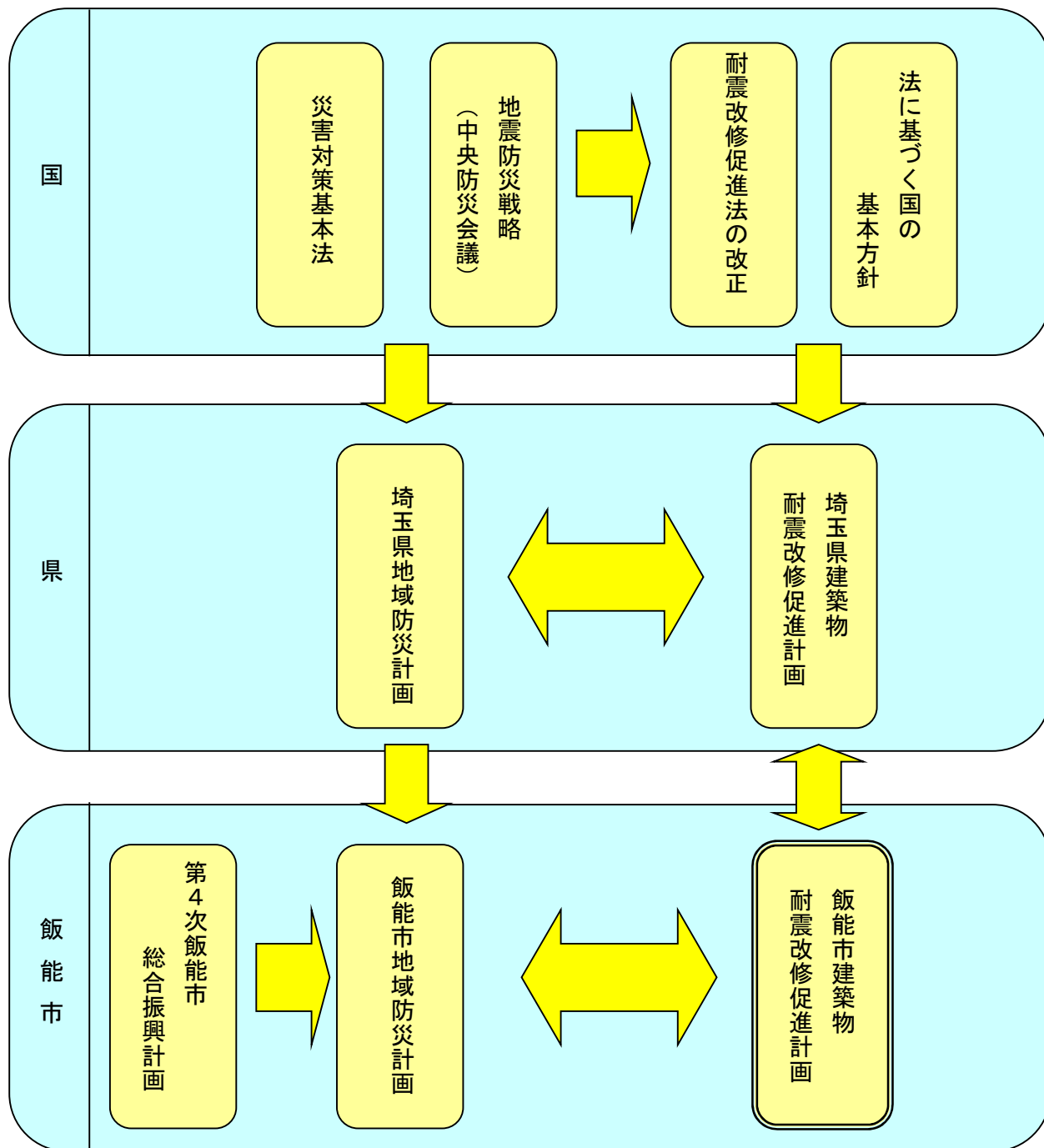


図1-1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画との整合を図るため、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

また、既存建築物の耐震化の進捗状況などに応じ、必要に応じて計画や目標の見直しを行います。

4 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入前に着工された住宅及び耐震改修促進法第 6 条に規定する特定建築物等とします。（表 1-1～1-4）

なお、国及び県等の所有する建築物については、それぞれの機関で目標及び取組方針が定められるため、原則として本計画の対象とはしません。

表 1-1 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容
住宅	戸建住宅（兼用住宅を含む）、長屋及び共同住宅を含むすべての住宅
特定建築物	法第 6 条に規定する特定建築物 （表 1-2～表 1-4 特定建築物一覧表ほか参照）
防災拠点等	避難施設及び防災拠点、災害対策本部など災害時に情報収集や活動の場となる建築物
その他	市有建築物で法第 6 条に規定する特定建築物ではないが、多数の人が利用するなど耐震化が必要な建築物

表1-2 特定建築物一覧表（法第6条）

号	用途	特定建築物の規模要件
第1号	幼稚園、保育園 小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ500㎡以上
多 数 の 人 が 利 用 す る 建 築 物	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上 (室内運動場の面積を含む)
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	学校 上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物（表1-3）を貯蔵、処理する全ての建築物
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路に接する建築物（表1-4）	前面道路の幅員に対して、建築物のいずれかの高さが政令で定める高さを超える建築物

表 1-3 特定建築物となる危険物の数量一覧（法第 6 条第 2 号、法施行令第 3 条）

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬の種類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包、空砲、信管、火管、電気導火線 ヘ 導爆線、導火線 ト 信号炎管、信号火箭、煙火 チ その他の火薬を使用した火工品、 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 10 t 5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定 数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び 同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する 劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

（※）マッチトンはマッチの計量単位

1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120 kg

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（法第 6 条第 3 号）

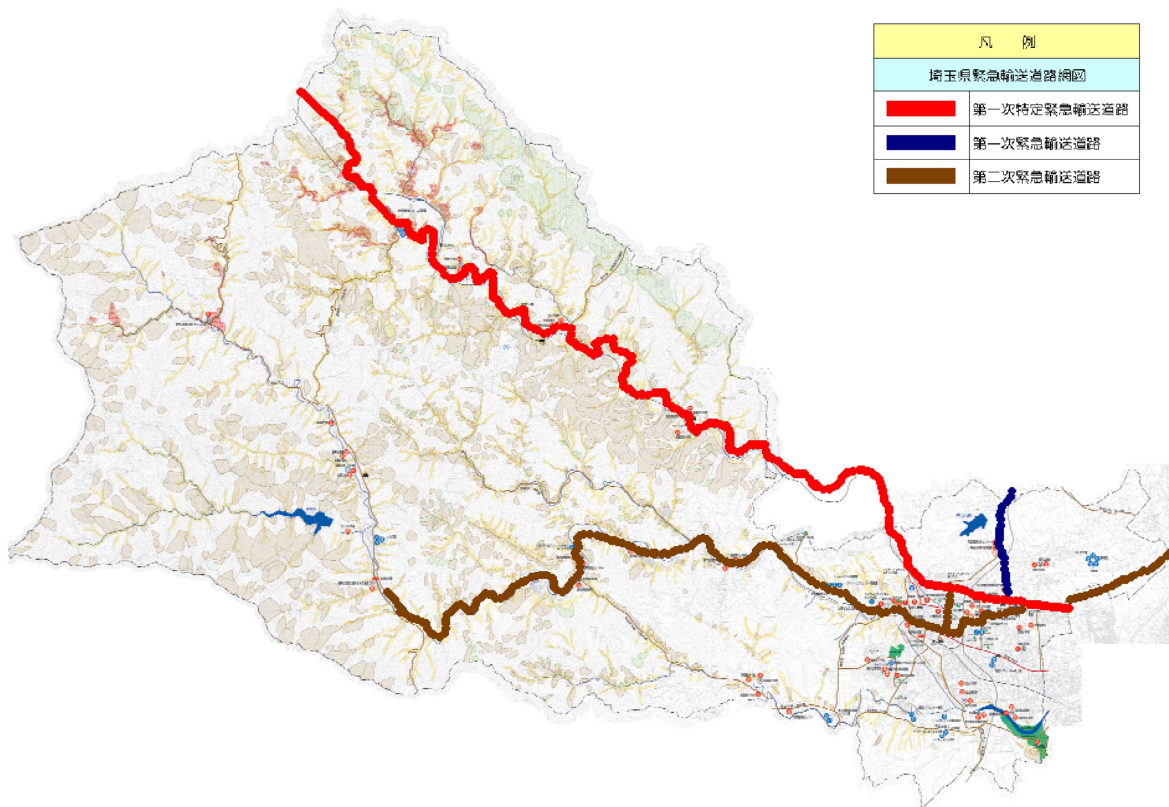
地震発生時に多数のものが円滑な避難、救急、消防活動の実施に必要な道路として緊急輸送道路が定められており、本市を通る路線としては下記の 10 路線が指定されています。

表 1-4 埼玉県建築物耐震改修促進計画で位置づけられた緊急輸送道路（本市内通過路線）

種 別	路 線 名	区 間	延長 km	道 路 管 理 者
一次特定緊急輸送 道路	国道 299 号	飯能市中山（299 号との交差点）～小鹿野町飯田 （黒海土バイパス前交差点）	68.5	埼玉県
一次特定緊急輸送 道路	国道 299 号 バイパス	入間市小谷田（16 号との交差点）～飯能市中山 （299 号との交差点）	4.9	埼玉県

一次緊急輸送道路	飯能寄居線（30号）	飯能市双柳（299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（川越坂戸毛呂山線との交差点）	10.9	埼玉県
二次緊急輸送道路	国道299号	飯能市八幡町（飯能寄居線との交差点）～飯能市東町（飯能下名栗線との交差点）	0.4	埼玉県
二次緊急輸送道路	青梅飯能線 28号	飯能市東町（東町交差点）～飯能市飯能（岩根橋交差点）	1.4	埼玉県
二次緊急輸送道路	飯能寄居線 30号	飯能市中山（299号との交差点）～飯能市八幡町（299号（旧道）との交差点）	0.5	埼玉県
二次緊急輸送道路	青梅秩父線 53号	飯能市下名栗（飯能下名栗線との交差点）～飯能市上名栗（名栗庁舎への交差点）	3.3	埼玉県
二次緊急輸送道路	飯能下名栗線 70号	飯能市飯能（岩根橋交差点）～飯能市下名栗（青梅秩父線との交差点）	13.2	埼玉県
二次緊急輸送道路	東飯能停車場線 185号	飯能市東町（東町交差点）～飯能市東町（駅西側交差点）	0.3	埼玉県
二次緊急輸送道路	馬引沢飯能線 347号	飯能市東町（駅西側交差点）～狭山市根岸（日高狭山線との交差点）	4.9	埼玉県

図1-2 緊急輸送道路網図



第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 本市の地震履歴

過去30年程の間に発生した、本市付近を震源とする比較的大きな地震は表2-1のとおりであり、近年は地震による被害自体はあまり出ていません。また、明治以降において、埼玉県内で被害の大きかった地震履歴及び県内の活断層について資料編の表1-1及び表1-2に示します。

表2-1 震源が本市付近の地震履歴

発生年月日	震央の位置	震源の深さ(km)	地震の規模 (マグニチュード)
昭和53年10月20日	鶴ヶ島市高倉	110	4.2
昭和54年5月5日	青梅市御岳	20	4.7
昭和63年9月29日	飯能市北川	16	5.0
昭和63年9月30日	飯能市高山	15	4.5
昭和63年11月18日	飯能市南川	18	3.8
平成3年5月30日	日高市女影	67	4.3
平成6年12月19日	青梅市成木	16	4.4

2 想定される地震の概要

地震は、プレートの地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別されます。

プレート地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されています。このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後80年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっています。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震です。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらします。

平成 19 年度に県が実施した「埼玉県地震被害想定調査（平成 19 年 11 月公表）」における想定地震は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 埼玉県地震被害想定調査における地震

想定地震名	マグニチュード	飯能市の想定震度	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	5強	プレート境界で発生する地震	首都圏直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3	5強		
立川断層帯による地震	7.4	6弱	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5	6弱		
綾瀬川断層による地震	6.9	5強		

これらの地震による飯能市の建物被害予測結果では、立川断層帯による地震の被害が最も大きく、建物の全壊が 9 棟、半壊が 418 棟となっています。なお、詳細については資料編の表 1-3 に示します。

3 地震マップについて

本市では、平成 19 年度に、地震や土砂災害などに備えるため「飯能市防災ガイドマップ」を作成しました。この中の「地震マップ」が対象とする地震については、埼玉県地震被害想定調査結果のうち飯能市に最も影響が大きい「立川断層帯による地震」と同じ震源を用い、「地震防災マップ作成技術資料（平成 17 年 3 月 内閣府）」の手法により算出した結果を示しています。

4 市内の揺れやすさ及び被害の状況

「地震マップ」は「ゆれやすさマップ」（図 2-1）と「地域の危険度マップ」（図 2-2）に分けて示しています。これによると、市内のゆれやすさは県の想定よりもやや大きくなっており、立川断層から名栗断層に沿った地域で震度 6 強の想定、次は市東部の平地部や入間川、高麗川流域などの低地部で震度 6 弱、そのほかの山間地等は震度 5 強という想定になっています。

被害の状況については、危険度 1 から危険度 5 までの 5 段階を色分けして示しており、こちらも名栗断層に沿って危険度 3 から危険度 5 の地域があり、入間川や高麗川の周辺などに一部危険度 3 の場所がありますが、そのほか大部分の地域は危険度が 1 か 2 となっています。

図 2-1 ゆれやすさマップ

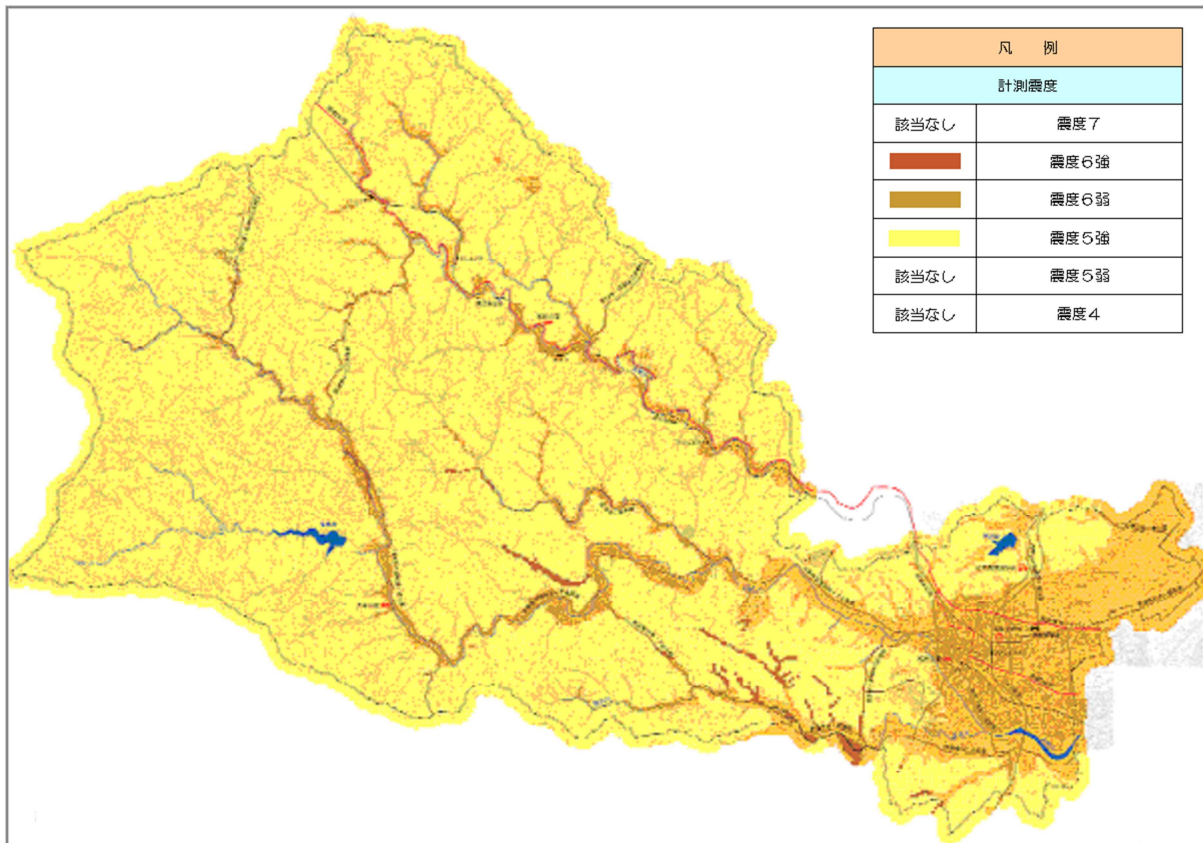
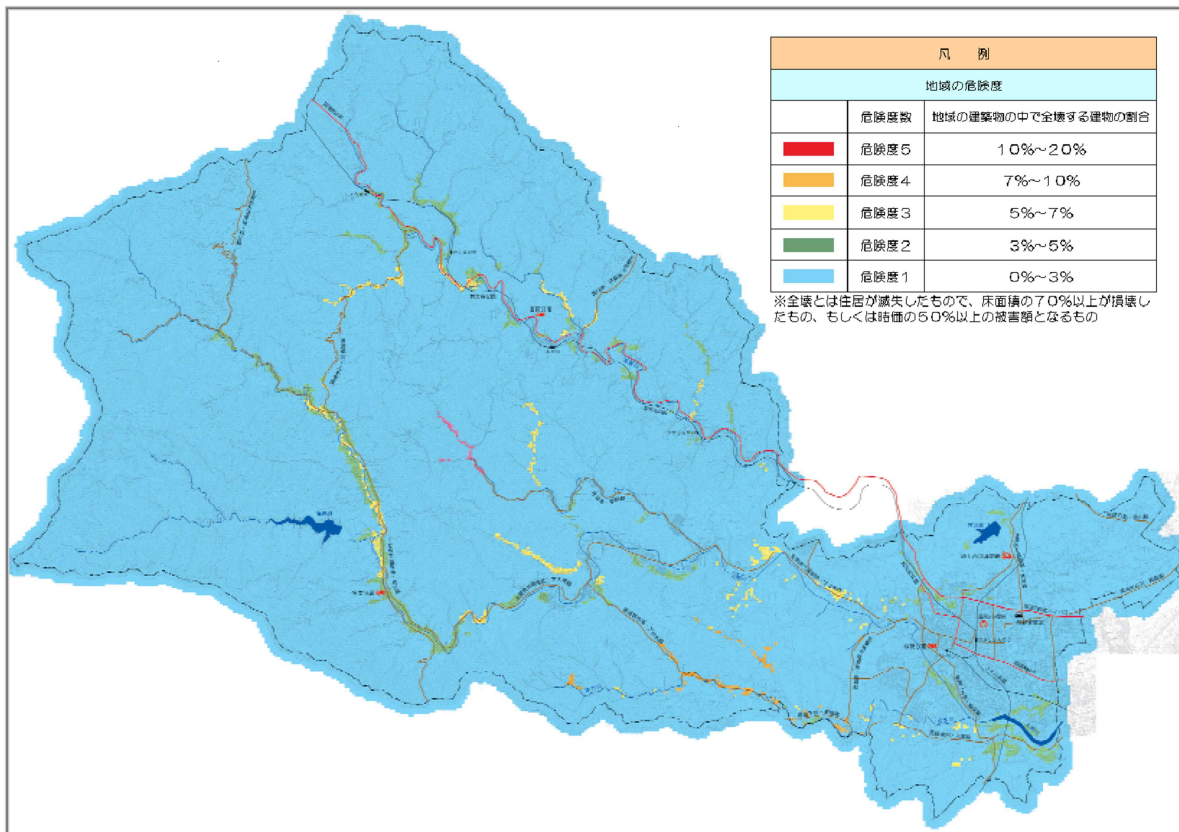


図 2-2 地域の危険度マップ



5 建築物の耐震化の現状及び目標設定

本市における「住宅」及び法第6条第1号に規定する「特定建築物」の平成27年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下に定めるとおりとします。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成15年と平成20年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した平成22年3月末までの住宅の耐震化の現状は、住宅総戸数約2万2千4百戸のうち耐震性のある住宅が約1万7千6百戸で、耐震化率は約79%です。

この現状推計と国の基本方針を踏まえた上で、平成27年度における住宅の目標耐震化率を90%と設定して促進するものとします。

住宅の耐震化率の現状
現状 79 % (平成22年3月現在)

住宅の耐震化率の目標
目標値 90 % (平成27年度)

表2-3 住宅の耐震化の現状と目標

住宅	昭和56年5月までの 旧耐震基準の住宅			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の住宅	耐震性あ り合計	住宅合計	耐震化率
	耐震性 なし	耐震性 あり※					
	a	b	c				
平成20年 10月現在	5,891	5,091	800	16,229	17,029	22,120	77%
平成22年 3月現在	5,593	4,758	835	16,833	17,668	22,426	79%
平成28年 3月(自然更新)	4,403	3,427	976	18,538	19,514	22,941	85%
平成28年 3月(目標)	4,403	2,294	2,109	18,538	20,647	22,941	90%

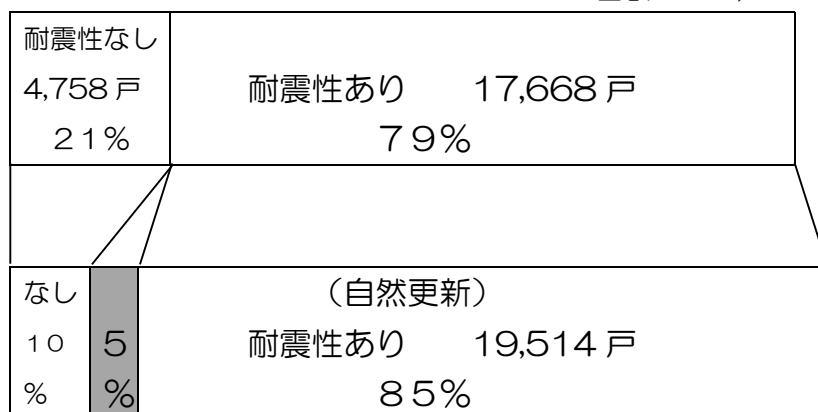
※ 耐震性ありの戸数は、平成20年住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数及びそれを基にした推計戸数

※ 県の推計方法に準じて算出

平成 22 年 3 月末

合計 22,426 戸

↓
平成 28 年 3 月末



耐震性なし 2,294 戸 施策効果 1,133 戸 合計 22,941 戸
目標 90% (1,133 戸+19,514 戸) = 20,647 戸

(2) 法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物の耐震化の現状と目標

ア 市有特定建築物

市が所有する法第 6 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する」特定建築物の耐震化率の現状は 60%となっています。

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。このため、市有建築物の平成 27 年度における目標耐震化率は 100%と設定します。

なお、法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物以外の市有建築物においても耐震化に努めるものとしします。

表 2-4 市有特定建築物の耐震化の現状と目標

(法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物)

市有特定建築物	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物		昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	特定建築物合計	耐震化率 %	目標耐震化率 %	
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	B	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e	
学校(体育館含む)	28	16	12	16	44	64	100
体育館(一般)	0	0	0	1	1	100	100
賃貸住宅等	7	7	0	7	14	50	100
福祉施設等	2	1	1	5	7	86	100
その他一般庁舎	7	7	0	4	11	36	100
計	44	31	13	33	77	60	100

イ 民間特定建築物

平成 22 年現在、民間の特定建築物等は 136 棟です。このうち旧耐震基準の建築物で耐震性がないか、不明の建築物が 30 棟で、耐震化率は 78% となっています。

これらの現状を踏まえ、民間特定建築物等の目標耐震化率を用途毎に下表のとおりとし、全体としては 90% を目指して県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

表 2-5 民間特定建築物の耐震化の現状と目標

(法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物)

民間特定建築物	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物		昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	特定建築物合計	耐震化率 %	目標耐震化率 %	
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c	D	e=a+d	f=(c+d)/e	
学校(体育館含む)	2	1	1	15	17	94	100
病院・診療所	3	2	1	9	12	83	95
店舗	6	6	0	8	14	57	90
ホテル・旅館等	0	0	0	6	6	100	100
賃貸住宅等	5	5	0	26	31	84	90
社会福祉施設等	3	3	0	15	18	81	90
その他	13	13	0	25	38	66	85
計	32	30	2	104	136	78	90

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (法第 6 条第 2 号)

法第 6 条第 2 号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、新耐震基準以前の建築物で耐震性のないものが対象となります。

本市内には平成 21 年現在 2 棟あり、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

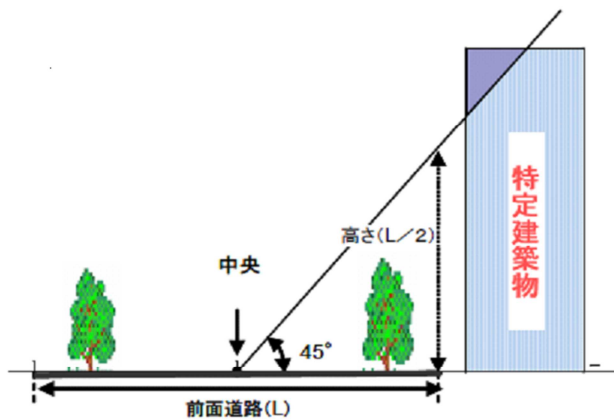
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道の建築物（法第6条第3号）

法第6条第3号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある」特定建築物は、埼玉県建築物耐震改修促進計画で位置づけられた緊急輸送道路（P6参照）に接する建築物であって、法施行令第4条で規定する要件に該当するものです。これらについても、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

■法施行令第4条に規定する建築物

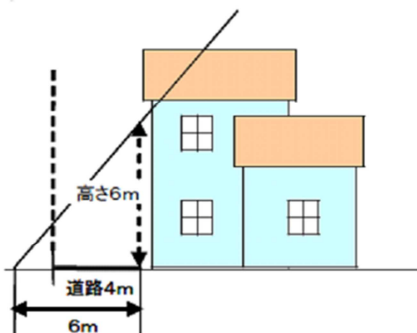
○前面道路幅員が12mを超える場合

当該部分が道路中心線までの水平距離を越える高さの建築物



○前面道路幅員が12m以下の場合

当該部分が敷地境界線までの水平距離に6mを加えた高さを超える建築物



第3章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 建築物の耐震化に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するため、助言、指導に努めます。

また、市は建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、耐震性向上の促進を図るとともに、環境の整備や負担軽減のための制度の創設など必要な施策を講じ、耐震改修の実施に対する問題や課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

2 耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及

(1) 飯能市防災ガイドマップの活用

市では平成19年度に、市民の地震や土砂災害等への防災意識の向上を図るとともに、市民自らの被害軽減への行動を促すことを目的に飯能市防災ガイドマップを作成し、市内全戸に配布したところです。このマップを活用し、地震による揺れやすさや地域の危険度などを理解した上で建築物の耐震化等に取り組んでいただけるよう、今後も意識啓発を図ります。

(2) 防災訓練等を活用した意識啓発及び知識普及

毎年実施している総合防災訓練、地区毎の防災訓練や防災センターでの体験コーナー利用などの機会を捉え、地震防災に対する意識啓発及び知識啓発を図ります。

(3) 地域住民・自主防災組織等との連携

市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援、育成を図っています。平成20年度からは自主防災組織リーダー養成研修を実施し、防災についての総合的な知識や技術を学んでいただき、いざというときには各地域でリーダーとして活躍していただけるよう努めています。

地震時の安全対策や耐震診断・耐震改修に対する意識啓発、簡易耐震診断の受診促進についても自主防災組織等と連携して取り組んでまいります。

3 耐震化を促進するための環境整備

(1) 相談窓口の設置

市では、住宅や建築物の所有者等が気軽に耐震診断や耐震改修についての相

談ができるよう窓口を設けており、次に掲げる情報の提供を実施しています。

- ・耐震診断及び耐震改修と関係法令の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・リフォームに合わせた耐震診断、耐震改修の誘導
- ・耐震改修工法や費用等
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

(2) 無料耐震診断の実施（出前診断を含む）

市では、平成 17 年度から木造住宅などの無料耐震診断を実施していますが、今後も積極的に行うことにより、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(3) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

新耐震基準以前に建築された古いマンションについては、埼玉県マンション居住支援ネットワークとの連携を図り、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応します。

4 耐震化の促進を図るための支援策

(1) 支援制度等

ア 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する補助制度

市では、平成 22 年 4 月から「飯能市緊急対策住まいの環境改善資金交付要綱」を定め、耐震補強工事も対象に含まれています。ただし、この制度はリフォームが主体であり、耐震補強の利用まではつながっていない状況です。そこで、さらなる住宅等の耐震化を促進するため、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修についての補助制度を平成 23 年度から創設する予定です。

イ 埼玉県建築物耐震改修等事業

埼玉県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図ります。

(2) 融資制度

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、これらの制度の活用促進を図ります。

- ・住宅金融支援機構：「リフォーム融資」、「マンション共用部分リフォーム融資」
- ・県（民間金融機関との連携）：「埼玉の家 耐震リフォームローン」
- ・市：「飯能市勤労者住宅資金融資制度」

(3) 税の特例措置

耐震改修等については、次のような税制措置がとられています。

- ・耐震改修にかかる費用の住宅ローン減税（10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除）

- ・耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制
住宅：所得税の控除額（10%）、固定資産税の減額（1/2）
- ※ ただし、所得税の税額控除については、飯能市が耐震改修費補助事業を行った時点からの費用となります。
- ・新耐震基準に適合する中古住宅を購入する際のローン減税
これらの特例措置の適用期間は、今のところ平成25年12月31日までとなっていますので、制度と合わせて周知を図ります。

5 関連する安全対策

（1）地震時の安全対策

市は県と連携して、地震時の安全対策の普及・促進を図ります。

ア 家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚などが転倒又は移動することによる負傷者の発生や被害の拡大がないように、家具の転倒防止等屋内での安全確保の方法等の情報提供に努めます。

イ 窓ガラス・天井等の安全対策

窓ガラスや天井の落下により負傷者等が発生しないように、窓ガラスや天井等の落下防止のための安全対策の周知及び指導等に取り組みます。

ウ ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物（ブロック塀、看板等）や自動販売機などが転倒し、負傷者が発生したり交通の妨げにならないように、安全点検や補強、老朽化したものの改修指導等に取り組みます。

エ エレベーターの安全対策

地震発生時、エレベーターが緊急停止し、閉じ込められることを防ぐため、エレベーターの日常点検の徹底及び指導に努めます。

（2）緊急輸送道路沿道の安全点検

埼玉県地域防災計画及び飯能市地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施するよう努めます。

点検の結果、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、所有者又は管理者に対し指導・助言を行います。

第4章 その他耐震化促進に関する事項

1 優先的に耐震化すべき建築物

優先的に耐震化すべき建築物は、次のとおりとします。

- 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- 法第6条各号で規定する特定建築物
- 旧耐震基準で建築された木造住宅

2 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとします。

- 埼玉県地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道の区域
- 飯能市地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道の区域
- 木造住宅が密集している区域

3 市有建築物の耐震化の基本方針

(1) 市有特定建築物の耐震化の基本方針

市では、小学校、中学校の建物の耐震化を優先的に実施しており、その他の市有特定建築物については次の事項を勘案し、優先的に耐震化すべき建築物や耐震性向上の目標値等を検討していくものとします。

ア 飯能市地域防災計画における位置付け

- 避難所等となる建築物
- 災害時に拠点等となる建築物

イ 建築物の用途及び規模

- 法第6条に規定する特定建築物

ウ 法に基づく安全性の評価

- 耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

(2) その他の市有建築物

その他の市有建築物についても、市有特定建築物の耐震化の基本方針に準じ、計画的かつ効率的に耐震化を検討していくものとします。

4 計画の進行管理

本促進計画の期間は、平成27年度までとし、耐震化の目標達成に向けて、当計画の適切な進行管理を行うものとします。また、一定期間ごとに耐震化の進行状況についての検証を行うものとします。

5 関係団体等による協議会の活用

市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとします。

表4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 76 (平成22年4月1日現在)

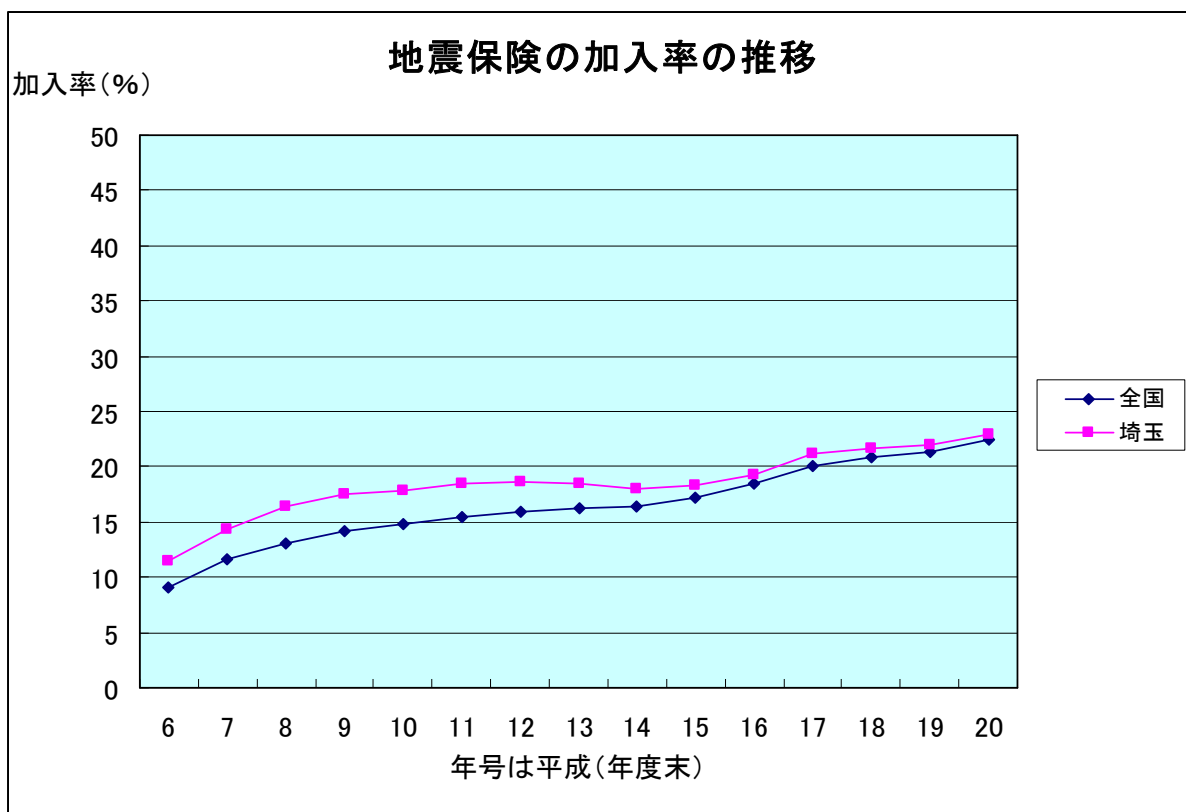
県	埼玉県				
市町村	64市町村				
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	鳩ヶ谷市	朝霞市
志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市
鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町
川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
宮代町	白岡町	杉戸町	松伏町		
建築関係団体	11団体(順不同)				
社団法人	埼玉建築士会	社団法人			埼玉県建築士事務所協会
財団法人	埼玉県建築住宅安全協会	社団法人			埼玉建築設計監理協会
社団法人	埼玉県建設業協会	社団法人			埼玉県中小建築工事業協会
財団法人	埼玉県住宅センター	埼玉土建一般労働組合			
建設埼玉		埼玉県住まいづくり協議会			
財団法人	さいたま住宅検査センター				

6 その他

(1) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均で約21.4%（平成19年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置について、情報提供に努めます。



(2) 特定建築物のデータベースの作成

市は、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するため、特定建築物のデータベースの作成を検討します。

(3) 耐震化を促進するための指導や命令等

法に基づく特定建築物に対する指導等及び建築基準法に基づく勧告又は命令については、主に県が所管行政庁（建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物は市）となるため、市は県と連携を取りながら適切な対応をしていくものとします。

資料編

1 地震災害に係る資料

表1-1 埼玉県における地震被害

発生年月日	マグニ チュード	地震名 (震源)	被害状況
1894.6.20 (明治27)	7	東京湾北部地 震(東京湾北 部)	被害が大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震源がはるかに弱かった。埼玉県では南部で被害があった。
1923.9.1 (大正12)	7.9	関東地震 (関東南部)	(関東大震災)埼玉県の被害、死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15 (大正13)	7.3	丹沢地震 (丹沢山塊)	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東震災後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	6.9	西埼玉地震 (埼玉県中部)	埼玉県の被害。死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和43)	6.1	(埼玉県中部)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊15、非住家破損1、栃木で負傷1人
1989.2.19 (平成1)	5.6	(茨城県南西 部)	熊谷で震度3、茨城県・千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損

出典：「埼玉県地震被害想定調査」

表 1-2 埼玉県活断層

政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な 98 の断層帯について、震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県内では以下の 4 断層（帯）が該当する。

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4 程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年 - 15000年程度 約 20000年 - 13000年前
関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層、江南断層 綾瀬川断層（北部）	8.0 程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年 - 30000年程度 約 6200年 - 2500年前
関東平野北西縁断層帯（平井 - 櫛挽断層帯）	平井断層、神川断層 櫛挽断層	7.1 程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

（参考）同様の手法で兵庫県南部地震の地震発生直前の 30 年確立を求めると「0.4%～8%」となる

出典：「埼玉県震災対策計画（震災対策編）」平成17年8月、埼玉県防災会議

表1-3 埼玉県地震被害想定調査に基づく飯能市内の構造別建物被害予測結果

建物構造	大項目	小項目	東京湾北部	茨城県南部	立川断層	深谷断層	綾瀬川断層
木造建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	8	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.03	0	0
		半壊数	31	0	398	50	6
		半壊率(%)	0.1	0	1.26	0.16	0.02
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0
		全壊率(%)	0	0	0	0	0
		半壊数	0	0	0	0	0
		半壊率(%)	0	0	0	0	0
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	8	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.03	0	0
		半壊数	31	0	398	50	6
		半壊率(%)	0.1	0	1.26	0.16	0.02
非木造建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	1	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.01	0	0
		半壊数	3	0	20	4	0
		半壊率(%)	0.04	0	0.26	0.05	0.01
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0
		全壊率(%)	0	0	0	0	0
		半壊数	0	0	0	0	0
		半壊率(%)	0	0	0	0	0
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	1	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.01	0	0
		半壊数	3	0	20	4	0
		半壊率(%)	0.04	0	0.26	0.05	0.01
全建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	9	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.02	0	0
		半壊数	34	0	418	54	6
		半壊率(%)	0.09	0	1.07	0.14	0.02
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0
		全壊率(%)	0	0	0	0	0
		半壊数	0	0	0	0	0
		半壊率(%)	0	0	0	0	0
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	9	0	0
		全壊率(%)	0	0	0.02	0	0
		半壊数	34	0	418	54	6
		半壊率(%)	0.09	0	1.07	0.14	0.02